## 信用保証制度のしくみ

信用保証協会は，中小企業のみなさまが金融機関から事業資金を借入れるとき，公的な保証人となって資金を借りやすくするための機関です。

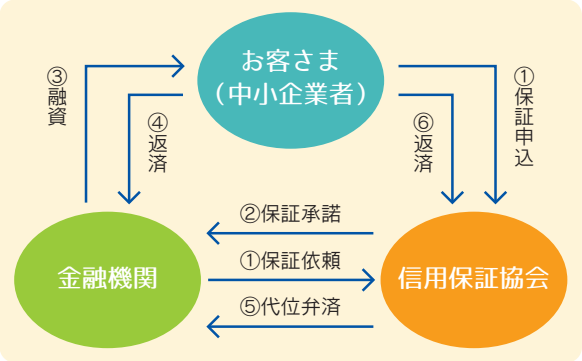


①金融機関等の窓口を通して保証依頼，保証申込みしていただきます。
②信用保証協会は，企業の信用調査や審査等を行い，保証の諾否を決定します。
③金融機関は信用保証書に基づき，中小企業者に融資します。
④中小企業者は融資条件に基づき，金融機関に返済していただきます。
⑤万一お客様が借入金の全部又は一部の返済が出来なくなった場合，信用保証協会がお客さまに代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
⑥代位弁済後，お客さまは協会に対して返済していただきます。

## 信用保証協会利用のメリット

**●借入枠の拡大が図れます**
お取引金融機関のプロパー融資と保証付き融資の併用で，借入枠の拡大が図れます。

**●原則として第三者保証人は不要です**
原則として，連帯保証人は法人の代表者（実質経営者を含む）のみでご利用いただけます。

**●無担保での利用が可能**
必要に応じて不動産等の担保を提供していただく場合がありますが，無担保でご利用いただける保証制度をご用意しています。

**●鹿児島県・鹿児島市の融資制度が利用可能**
信用保証協会の保証により，固定・低金利の鹿児島県制度資金・鹿児島市制度資金のご利用が可能です。

**●長期の保証で資金繰りをサポート**
信用保証協会が保証人になることで，長期の融資も可能になります。

**●各種支援サービスが無料で利用可能**
経営相談や専門家派遣等の支援サービスをご用意しております。なお，信用保証協会は信用保証料以外の費用は一切いただいておりません。

## 保証・経営再生支援相談窓口のご案内

当協会では，信用保証のご利用に関するご相談をはじめ，制度融資についてのご案内・ご相談や金融面からの経営相談を常時お受けしています。
また，経営改善や事業再生に関するご相談も常時お受けしています。
これらの相談窓口は，保証部と経営支援部に設けておりますので，お気軽にお越しください。
なお，お越しいただく際，決算書等の資料をお持ちいただければ，より具体的なご相談に応じることができます。ぜひご利用ください。

◎お問い合わせ先…保証部　TEL 099-223-0271
経営支援部 TEL 099-223-0274
◎受付時間…9:00～17:15（土・日曜日及び祝日は除く）

## 鹿児島県信用保証協会のご案内

### 事務所ご案内

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号（鹿児島県産業会館内）

| | |
|---|---|
| 保証部（4階）<br>TEL 099-223-0271<br>FAX 099-222-1093 | 経営支援部（4階）<br>TEL 099-223-0274<br>FAX 099-222-1093 |
| 管理部（3階）<br>TEL 099-223-0272<br>FAX 099-223-0318 | 総務部（4階）<br>TEL 099-223-0273<br>FAX 099-223-6399 |

ホームページアドレス　https://www.kagoshima-cgc.or.jp
苦情相談窓口　TEL 099-223-0530
金融機関紹介窓口　TEL 099-223-7755

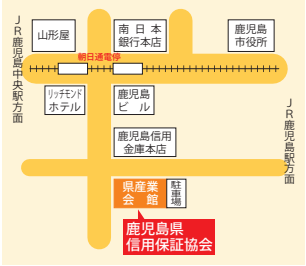


交通アクセス
JR鹿児島中央駅から …… 市電で12分「朝日通」電停下車 徒歩3分
JR鹿児島駅から …… 市電で5分「朝日通」電停下車 徒歩3分
バス停「金生町」又は「市役所前」から …… 徒歩3～5分

### 個人情報保護宣言

**鹿児島県信用保証協会は，個人情報の重要性を認識し，当協会の個人情報保護宣言に基づいて個人情報保護に努めます。**

# 当座貸越根保証制度のご案内

中小企業のみなさまが 金融機関から事業資金を借入れるとき
「公的な保証人」となって 資金調達をサポートします！

LINE@で
最新情報や経営支援に
役立つ情報を配信中！

©光プロダクション

KAGOSHIMA GUARANTEE
一歩を踏み出す力になりたい
鹿児島県信用保証協会

2019.4

# 当座貸越（貸付専用型）根保証

| | |
|---|---|
| 保証限度額 | 100万円以上<br>2億8,000万円 |
| 保証期間 | １年又は２年<br>（資格要件に該当する方は更新できます） |
| 保証料率 | 年0.39% ～ 1.62% |
| 貸付利率 | 金融機関所定の利率 |
| 保証人 | 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 |
| 担保 | 原則として，<br>5,000万円以内不要<br>5,000万円超要担保 |

**ご利用できる方**

**次のすべての要件を満たす中小企業の方**

(1)同一事業の業歴が３年以上であり，２期以上の決算（確定申告）を行っている。

(2)申込金融機関との与信取引が６か月以上ある。

(3)次のいずれかに該当する者。（法人の場合はア又はイのいずれか）
- ア　保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（ＣＲＤ）を活用した信用保証協会によるスコアリングが，本制度事務取扱要領に定める基準以上である。
- イ　信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記アＣＲＤ基準と同等以上である。
- ウ　確定申告が青色申告であり，保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し，かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。
- エ　確定申告が青色申告であり，保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し，不動産等物的担保の提供がある。

非対象業種を兼業されている方や土地売買業の方はご利用になれません。

# 事業者カードローン当座貸越根保証

| | |
|---|---|
| 保証限度額 | 100万円以上<br>2,000万円 |
| 保証期間 | １年又は２年<br>（資格要件に該当する方は更新できます） |
| 保証料率 | 年0.39% ～ 1.62% |
| 貸付利率 | 金融機関所定の利率 |
| 保証人 | 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 |
| 担保 | 原則として不要 |

**ご利用できる方**

**次のすべての要件を満たす中小企業の方**

(1)同一事業の業歴が３年以上で，２期以上の決算（確定申告）を行っている。

(2)申込金融機関との与信取引が６か月以上ある。

(3)次のいずれかに該当する者。（法人の場合はア又はイのいずれか）
- ア　保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（ＣＲＤ）を活用した信用保証協会によるスコアリングが，本制度事務取扱要領に定める基準以上である。
- イ　信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング（信用格付）が前記アＣＲＤ基準と同等以上である。
- ウ　確定申告が青色申告であり，保証申込直前期の決算において申告所得を計上し，かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。

非対象業種を兼業されている方や土地売買業の方はご利用になれません。

# 事業者カードローン700当座貸越根保証

| | |
|---|---|
| 保証限度額 | 100万円以上<br>700万円 |
| 保証期間 | １年又は２年<br>（資格要件に該当する方は更新できます） |
| 保証料率 | 年0.39% ～ 1.62% |
| 貸付利率 | 金融機関所定の利率 |
| 保証人 | 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 |
| 担保 | 原則として不要 |

**ご利用できる方**

**次のすべての要件を満たす中小企業の方**

(1)同一事業の業歴が３年以上であること。

(2)直近２年間のいずれかの決算において利益（法人は経常利益，個人は所得金額）計上していること。

(3)個人の場合，青色申告であること。
ただし，申込金額が200万円以内の場合は，白色申告でも申込することができる。

(4)申込金額が500万円を超える場合は，直近決算において平均月商を350万円以上計上していること。

非対象業種を兼業されている方や土地売買業の方はご利用になれません。